

地水火風

牧野 恒一

先日、京都アニメーション放火殺人事件（京アニ火災）に関する最初の公判が9月に始まるとの報道があった。事件当時本連載は休載中で、この事件についての考察は行っていない。先月は放火をテーマにしたので、この機会に、京アニ火災の概要と問題点を整理するとともに、放火火災が急減する一方で続発する悪質放火事件について考えてみたい。

京アニ火災
京アニ火災は、19年7月18日昼前に京都市伏見区の京都アニメーション第一スタジオ（以下「京アニスタジオ」）で発生したもので、3階建ての建物が全焼し、死者36人、負傷者34人（犯人を含む）を出す大惨事となった。戦争を除けば、日本では過去最大の無差別殺人事件である。報道によれば、犯行の動機は犯人

の一方的な思い込みによる理不尽な恨みとされておられ、とばかりを受け取られてきた方はもちろん、今なお自傷が癒えない多数の方々には、本当にお気の毒である。多数の方が死傷した理由は、ガソリン蒸気の爆発的な燃焼により熱気流が急激に拡大したことと、避難路がなかったことである。犯人の男は、1階の吹き抜けらせん階段の近くで、持参したバケツからガソリンをまいてライターで火を着けた。このため、自身の着衣に着火するとともに、高温の熱気流がらせん階段を介して一気に2階と3階を襲い、そこにいた社員が多数死傷した。階段は二つあったが、らせん階段は直後から熱気流の上昇ルートとなったため避難には使えず、もう一つの壁際の階段も、防火区画されていないことから、やがて熱気流の通り

道になって避難には使えなかった。壁際の階段は屋上につながっていたため、3階にいた27人のうち20人はこの階段を使って屋上に逃げようとしたが、屋上への出口の扉を開くことが出来ず、熱気流に追いつかれて折り重なるようにして亡くなった。2階にいた32人のうち21人と3階の7人は、ベランダから飛び降りたため、負傷しつつも助かった。急激な熱気流と煙の拡大の中、ベランダから飛び降りる選択を瞬時にとれたかどうか、ベランダにたどり着けたかどうかが生死を分けたと言っている。

京都アニメーション放火殺人事件と悪質放火

なにも、1階から3階まで貴く吹き抜けがあった。そこにらせん階段が設置されており、もう一つの階段にも防火・防煙性能のある区画がなかった。これでは、1階で火災が起これば、2階や3階に急激に火煙が拡大し、避難ルートもなくなってしまう。建築基準法施行令第112条第11項（現行）では、3階建て以上で主要部を準耐火構造とした

は事務用途であるため該当せず、市街地大防火止の観点から耐火建築物等にすることを求める同法第61条（現行）の規定で珍しいことではない、ということだ。京アニ火災のような惨事は、多数の人が動く複数階の建物の下階で（ガソリン蒸気の爆燃ほどでなくても）急激な延焼火災が発生した場合、堅穴区画がなければ当然起りうる。設計者には、本

構造部を準耐火構造とした建物は、階段など堅穴部分を他の部分と防火・防煙区画（堅穴区画）して、その部分が火煙の拡大経路にならないようにすることを求めている。このため、当初、建築基準法を知る人は誰も「この建物は違反に違いない」と思ったのだが、やがて、この建物は適法だということがわかって来た。京アニビルは、避難の観点から耐火建築物等にすることを求める建築基準法第27条の規定に

適合しないようにして堅穴区画の規制を逃れ、吹き抜けなどのデザインを優先させることは、決して珍しいことではない、ということだ。京アニ火災のような惨事は、多数の人が動く複数階の建物の下階で（ガソリン蒸気の爆燃ほどでなくても）急激な延焼火災が発生した場合、堅穴区画がなければ当然起りうる。設計者には、本

この問題を考えるには、堅穴区画規制を強化する方向で考えるより、むしろ「避難施設等」（建築基準法施行令第5章）の規制から考える方が筋が良いのではなかろうか。「避難階段」は現行では原則として5階以上の階に設置することとされている（建築基準法施行令第122条）が、この規定は、3階以上であれば

はわからないが、今回の火災が提起した問題として検討してみる余地はあるのではないかと考えている。悪質放火事件
京アニ火災から2年後の21年12月に、今度は大阪市北区の心療内科クリニックで、同じようなガソリンによる悪質放火事件（大阪の火災）が発生し、25人の方が亡くなったことは記憶に新しい。この火災については、本紙22年1月10日号（大阪の心療内科クリニックの火災）及び22年7月10日号（大阪の心療内科医院の火災）に関する国の報告書がまとまった」で詳しく考察した。

大阪の火災の犯人は、京アニ火災の犯行を詳しく研究し、消火設備や避難路を使えなくしようと予め工作していたと言われている。さらに悪質化が必要であるとしたらどうか、というのが私の考えである。今回の火災の場合は、爆発的な燃焼が発生している。このように階段があっても階段部分の区画が守られたかどうか

れたりしても構わない、と考えているように見えることである。秋葉原通り魔事件（08年6月、7人死亡）や、相模原障害者施設殺傷事件（16年7月、19人死亡）、小田急線無差別殺傷・放火未遂事件（21年8月、重軽傷10人）なども、殺傷手段がたまたま放火でなかっただけで、同様の事件と考えると述べて、逮捕されても構わないと考えている犯人には、監視カメラの抑止力は効果が薄い。建築基準法や消防法の防火対策は、ガソリンをまいて火を着けるような火災は想定していないし、ましてや意図的に避難施設や消火設備を無効化するなどの準備をされたらお手上げである。放火件数の急減の一方で、「悪質放火」というやっかいな相手が現れて来たものだと危惧している。